平成２３年（フ）第８５号
北海道江別市野幌町21番地の８
債務者　石崎　秀樹
1　決定年月日時　平成23年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１７９号
札幌市東区北11条東６丁目１番35―1007号
債務者　中嶋菜採子
1　決定年月日時　平成23年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２２９号
札幌市東区北23条東12丁目２番10―206号
債務者　吉田真由美
1　決定年月日時　平成23年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２４０号
札幌市東区北32条東３丁目２番17号　ＰＵＬＡＺＡＩＮ北32Ａ棟101
債務者　三嶋　雅代（旧姓有村）
1　決定年月日時　平成23年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第７８２号
盛岡市上堂１丁目19番88―10号、旧住所盛岡市南青山町９番20号
債務者　熊谷　真樹（旧姓徳井）
1　決定年月日時　平成23年２月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第４７号
岩手県八幡平市大更第23地割52番地３
債務者　斉藤　　工
1　決定年月日時　平成23年２月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第９０号
岩手県胆沢郡金ケ崎町三ケ尻荒巻横道上30番地４
債務者　後藤　明彦
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２３年（フ）第４６号
埼玉県東松山市幸町５番18号　幸美ハイツ202
債務者　松本　美里（旧姓齊藤）
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第７４０号
新潟市中央区女池７丁目23番６号
債務者　小出　貞夫
1　決定年月日時　平成23年２月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１２６号
新潟県燕市分水あけぼの１丁目１番地58　市営住宅Ａ―14
債務者　吉田万里子
1　決定年月日時　平成23年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２３年（フ）第４８号
静岡県伊東市寿町２番17号三居プラザ216号
債務者　遠藤　典子
1　決定年月日時　平成23年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第１１７号
広島市南区宇品海岸２丁目３番７―403号
債務者　河崎　正巳
1　決定年月日時　平成23年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第７号
北海道岩見沢市志文町998番地52　サンシャイン３Ａ―205
債務者　佐藤　久芳
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２２年（フ）第１３２号
新潟県上越市藤巻４番６号
債務者　木戸　聖子
1　決定年月日時　平成23年２月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２２年（フ）第１３３号
新潟県上越市藤巻４番６号
債務者　板垣　千代
1　決定年月日時　平成23年２月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２２年（フ）第１３６号
新潟県妙高市大字両善寺268番地
債務者　宮﨑　由章
1　決定年月日時　平成23年２月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２２年（フ）第３６７５号
愛知県東海市荒尾町恵毛14番地の２　ライオンズガーデン荒尾町107号
債務者　藤田　福義
1　決定年月日時　平成23年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部